

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

## 武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1 から56まで （略）			
57から61まで （略）			

改正後				説明	
別表（第2条関係）					
番号	事務	名称	金額		
1 から 56 まで （略）					
56 の 2	建築基 準法第 52条第 6項第 3号の 規定に 基づく 建築物 の容積 率に関 する特 例の認 定の申 請に対 する審 査	建築物 の容積 率の特 例認定 申請手 数料	1 件 につ き	28,000円	項の追加
57 から 61 まで （略）					
61 の 2	建築基 準法第 55条第 3項の	建築物 の高さ の特例 許可申	1 件 につ き	160,000円	項の追加

62	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料（略）
----	---	-------------------

63から67まで（略）

	<u>規定に</u> <u>基づく</u> <u>建築物</u> <u>の</u> <u>高さ</u> <u>に</u> <u>関す</u> <u>る</u> <u>特例</u> <u>の</u> <u>許可</u> <u>の</u> <u>申請</u> <u>に</u> <u>対す</u> <u>る</u> <u>審査</u>	<u>請</u> <u>手</u> <u>数</u> <u>料</u>			
62	<u>建築基</u> <u>準法第</u> <u>55条第</u> <u>4項各</u> <u>号の規</u> <u>定に基</u> <u>づく建</u> <u>築物の</u> <u>高さの</u> <u>許可の</u> <u>申請に</u> <u>対する</u> <u>審査</u>	建築物の高さの許可申請手数料 (略)			字句の改正
63から67まで (略)					
67	<u>建築基</u> <u>準法第</u> <u>58条第</u> <u>2項の</u> <u>規定に</u> <u>基づく</u> <u>建築物</u> <u>の</u> <u>高さ</u> <u>に</u> <u>関す</u> <u>る</u> <u>特例</u>	<u>高度地</u> <u>区にお</u> <u>ける建</u> <u>築物の</u> <u>高さの</u> <u>特例許</u> <u>可申請</u> <u>手数料</u>	<u>1件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>160,000円</u>	項の追加

68から79の2まで (略)

80	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構成を成す建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2以下の場合及び建築物の数が3以上の場合 (略)
----	---	-------------------------------------	--------------------------------

81 (略)

82	建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等	一団地内に建築される1又は2以上の構成を成す建築物の特例及び	建築物の数が2以下の場合及び建築物の数が3以上の場合 (略)
----	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

の許可  
の申請  
に対す  
る審査

68から79の2まで (略)

80	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の申請に対する審査	一団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2以下の場合及び建築物の数が3以上の場合 (略)
----	--	---	--------------------------------

字句の改正

81 (略)

82	建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による審査	一団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2以下の場合及び建築物の数が3以上の場合 (略)
----	-------------------------------------	---	--------------------------------

字句の改正

よる制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料
--------------------------	--

83 (略)

84	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する認定の申請に対する審査	<u>一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する認定申請手数料</u>	建築物（ <u>一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。</u> ）の数が1の場合	1件 82,000円
			建築物の数が2以上の場合 (略)	



	よる制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料		
83 (略)				
84	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	<u>公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料</u>	建築物の数が1の場合 1件 82,000円 合 につ き	字句の改正及び削除
			建築物の数が2以上の場合 (略)	字句の改正

	査		
85	建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可申請に対する審査	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1の場合 建築物の数が2以上の場合（略）
86から93まで（略）			
94	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物については48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の

85	建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく建築物の新築又は増築等に関する特例の許可申請に対する審査	<u>公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料</u>	建築物の数が1の場合 1件 238,000円 につき	字句の改正及び削除
86から93まで (略)			建築物の数が2以上の場合 (略)	字句の改正
94	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物については48の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の	

84号)  
第54条  
第1項  
の規定  
に基づ  
く低炭  
素建築  
物新築  
等計画  
の認定  
の申請  
に対す  
る審査

2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)。この場合において、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）以外の住宅をいう。以下この項及び95の項において同じ。）の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下この項及び95の項において同じ。）の額（共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項及び95の項において同じ。）及び非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下この項及び95の項において同じ。）が存在するときはこれらの額を加算した額。ただし、共用廊下等の部分を除くときは、当該部分の額は加算しない。）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請とを同時にするときの手数料の額は一の建築物の申請のときにより算出した額とする。

- (1) 申請に併せて市長が指定する者（95の項において「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているこ

84号)  
第54条  
第1項  
の規定  
に基づ  
く低炭  
素建築  
物新築  
等計画  
の認定  
の申請  
に対す  
る審査

2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

後段の削除

(1) 申請に併せて市長が指定する者（95の項において「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているこ

とを示す書類が提出された場合

ア 一戸建て住宅	1 件	4,700円
	につ	
	き	
イ 共同住宅等		
(7) 住戸ごとの申請の場合		
A 申請戸数が 1戸のもの	1 件	4,700円
	につ	
	き	
B 一の共同住 宅等のうち同 時に申請する 戸数が2戸以 上5戸以下の もの	1 件	9,400円
	につ	
	き	
C 一の共同住 宅等のうち同 時に申請する 戸数が6戸以 上10戸以下の もの	1 件	16,000円
	につ	
	き	
D 一の共同住 宅等のうち同 時に申請する 戸数が11戸以 上25戸以下の もの	1 件	27,000円
	につ	
	き	
E 一の共同住 宅等のうち同 時に申請する 戸数が26戸以	1 件	45,000円
	につ	
	き	

とを示す書類が提出された場合

ア 一戸建て住宅（ 1件 4,700円  
人の居住以外の用 につ  
途に供する部分を き  
有しないものに限  
る。以下同じ。）

イ 共同住宅等（共  
同住宅、長屋その  
他一戸建て住宅以  
外の住宅をいう。  
以下この項及び95  
の項において同  
じ。）

(7) 住戸の部分（  
人の居住の用途  
に供する部分に  
限る。以下この  
項及び95の項に  
おいて同じ。）

A 建築物の総 1件 4,700円  
戸数が1戸の につ  
もの き

B 建築物の総 1件 9,400円  
戸数が2戸以 につ  
上5戸以下の き  
もの

C 建築物の総 1件 16,000円  
戸数が6戸以 につ  
上10戸以下の き  
もの

D 建築物の総 1件 27,000円  
戸数が11戸以 につ  
上25戸以下の き  
もの

字句の追加

イの改正

	上50戸以下の もの		
F	一の共同住 宅等のうち同 時に申請する 戸数が51戸以 上100戸以下 のもの	1件 につ き	82,000円
G	一の共同住 宅等のうち同 時に申請する 戸数が101戸 以上200戸以 下のもの	1件 につ き	131,000円
H	一の共同住 宅等のうち同 時に申請する 戸数が201戸 以上300戸以 下のもの	1件 につ き	170,000円
I	一の共同住 宅等のうち同 時に申請する 戸数が301戸 以上のもの	1件 につ き	185,000円
(イ)	一の建築物の 申請の場合		
A	住戸の部分		
(A)	建築物の 総戸数が1 戸のもの	1件 につ き	4,700円
(B)	建築物の 総戸数が2 戸以上5戸	1件 につ き	9,400円



<u>E 建築物の総 戸数が26戸以 上50戸以下の もの</u>	<u>1 件 につ き</u>	<u>45,000円</u>
<u>F 建築物の総 戸数が51戸以 上100戸以下 のもの</u>	<u>1 件 につ き</u>	<u>82,000円</u>
<u>G 建築物の総 戸数が101戸 以上200戸以 下のもの</u>	<u>1 件 につ き</u>	<u>131,000円</u>
<u>H 建築物の総 戸数が201戸 以上300戸以 下のもの</u>	<u>1 件 につ き</u>	<u>170,000円</u>
<u>I 建築物の総 戸数が301戸 以上のもの</u>	<u>1 件 につ き</u>	<u>185,000円</u>
<u>(イ) 共用部分（住 宅の用途に供す る共用廊下、共 用階段その他共 用部分をいう。 以下この項及び 95の項において 同じ。）</u>		
<u>A 当該部分の 床面積の合計 が300平方メ ートル以内の もの</u>	<u>1 件 につ き</u>	<u>9,300円</u>
<u>B 当該部分の 床面積の合計</u>	<u>1 件 につ</u>	<u>16,000円</u>

	以下のもの		
	(C) 建築物の	1 件	16,000円
	総戸数が6	につ	
	戸以上10戸	き	
	以下のもの		
	(D) 建築物の	1 件	27,000円
	総戸数が11	につ	
	戸以上25戸	き	
	以下のもの		
	(E) 建築物の	1 件	45,000円
	総戸数が26	につ	
	戸以上50戸	き	
	以下のもの		
	(F) 建築物の	1 件	82,000円
	総戸数が51	につ	
	戸以上100	き	
	戸以下のも		
	の		
	(G) 建築物の	1 件	131,000円
	総戸数が	につ	
	101戸以上	き	
	200戸以下		
	のもの		
	(H) 建築物の	1 件	170,000円
	総戸数が	につ	
	201戸以上	き	
	300戸以下		
	のもの		
	(I) 建築物の	1 件	185,000円
	総戸数が	につ	
	301戸以上	き	
	のもの		
	B 共用廊下等		
	の部分		

			が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内の もの	き	
		C	当該部分の 床面積の合計 が1,000平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	<u>26,000円</u>
		D	当該部分の 床面積の合計 が2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	<u>80,000円</u>
		E	当該部分の 床面積の合計 が5,000平方 メートルを超 え10,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	<u>126,000円</u>
		F	当該部分の 床面積の合計 が10,000平方 メートルを超 え25,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	<u>160,000円</u>
		G	当該部分の	1件	<u>200,000円</u>

(A) 当該部分 の床面積の 合計が300 平方メート ル以内のも の	1 件 につ き	9,300円
(B) 当該部分 の床面積の 合計が300 平方メート ルを超え 1,000平方 メートル以 内のもの	1 件 につ き	16,000円
(C) 当該部分 の床面積の 合計が 1,000平方 メートルを 超え2,000 平方メート ル以内のも の	1 件 につ き	26,000円
(D) 当該部分 の床面積の 合計が 2,000平方 メートルを 超え5,000 平方メート ル以内のも の	1 件 につ き	80,000円
(E) 当該部分 の床面積の	1 件 につ	126,000円

	<u>床面積の合計</u> <u>が25,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超えるもの</u>	につ き	
	<u>(ウ) 非住宅の部分</u> <u>(住戸の部分及</u> <u>び共用部分以外</u> <u>の部分を用い。</u> <u>以下この項及び</u> <u>95の項において</u> <u>同じ。)</u>		
	<u>A 当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が300平方メ</u> <u>ートル以内の</u> <u>もの</u>	1 件 につ き	<u>9,300円</u>
	<u>B 当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が300平方メ</u> <u>ートルを超え</u> <u>1,000平方メ</u> <u>ートル以内の</u> <u>もの</u>	1 件 につ き	<u>16,000円</u>
	<u>C 当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が1,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え2,000平方</u> <u>メートル以内</u> <u>のもの</u>	1 件 につ き	<u>26,000円</u>
	<u>D 当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が2,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超</u>	1 件 につ き	<u>80,000円</u>











10,000平方  
メートルを  
超え25,000  
平方メート  
ル以内のも  
の

(G) 当該部分 1 件 200,000円  
の床面積の につ  
合計が き  
25,000平方  
メートルを  
超えるもの

ウ (略)

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅 1 件 35,000円  
につ  
き

ウ (略)

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

(7) 誘導仕様基準 1 件 21,000円  
(住宅部分の外 につ  
壁、窓等を通し き  
ての熱の損失の  
防止に関する誘  
導基準及び一次  
エネルギー消費  
量に関する誘導  
基準(令和4年  
国土交通省告示  
第1106号)をい  
う。以下この  
項、95の項、  
101の項、102の  
項及び103の項  
において同  
じ。)による場  
合

(1) 誘導仕様基準 1 件 35,000円

アの改正

イ. 共同住宅等

(7) 住戸ごとの申請の場合

<u>A 申請戸数が</u>	<u>1 件</u>	<u>35,000円</u>
<u>1 戸のもの</u>	<u>につ</u>	
	<u>き</u>	
<u>B 一の共同住</u>	<u>1 件</u>	<u>69,000円</u>
<u>宅等のうち同</u>	<u>につ</u>	
<u>時に申請する</u>	<u>き</u>	
<u>戸数が2戸以</u>		
<u>上5戸以下の</u>		
<u>もの</u>		
<u>C 一の共同住</u>	<u>1 件</u>	<u>97,000円</u>
<u>宅等のうち同</u>	<u>につ</u>	
<u>時に申請する</u>	<u>き</u>	
<u>戸数が6戸以</u>		
<u>上10戸以下の</u>		
<u>もの</u>		
<u>D 一の共同住</u>	<u>1 件</u>	<u>137,000円</u>
<u>宅等のうち同</u>	<u>につ</u>	
<u>時に申請する</u>	<u>き</u>	
<u>戸数が11戸以</u>		
<u>上25戸以下の</u>		
<u>もの</u>		
<u>E 一の共同住</u>	<u>1 件</u>	<u>197,000円</u>
<u>宅等のうち同</u>	<u>につ</u>	
<u>時に申請する</u>	<u>き</u>	
<u>戸数が26戸以</u>		
<u>上50戸以下の</u>		
<u>もの</u>		
<u>F 一の共同住</u>	<u>1 件</u>	<u>283,000円</u>
<u>宅等のうち同</u>	<u>につ</u>	

	以外による場合	につ		
		き		
	イ 共同住宅等			イの改正
	(7) 住戸の部分			
	A 誘導仕様基			
	準による場合			
	(A) 建築物の	1 件	21,000円	
	総戸数が1	につ		
	戸のもの	き		
	(B) 建築物の	1 件	39,000円	
	総戸数が2	につ		
	戸以上5戸	き		
	以下のもの			
	(C) 建築物の	1 件	56,000円	
	総戸数が6	につ		
	戸以上10戸	き		
	以下のもの			
	(D) 建築物の	1 件	80,000円	
	総戸数が11	につ		
	戸以上25戸	き		
	以下のもの			
	(E) 建築物の	1 件	120,000円	
	総戸数が26	につ		
	戸以上50戸	き		
	以下のもの			
	(F) 建築物の	1 件	182,000円	
	総戸数が51	につ		
	戸以上100	き		
	戸以下のもの			
	(G) 建築物の	1 件	261,000円	
	総戸数が	につ		
	101戸以上	き		
	200戸以下			



のもの  
(H) 建築物の 1 件 340,000円  
総戸数が につ  
201戸以上 き  
300戸以下

のもの  
(I) 建築物の 1 件 390,000円  
総戸数が につ  
301戸以上 き

のもの  
B 誘導仕様基  
準以外による  
場合

(A) 建築物の 1 件 35,000円  
総戸数が1 につ  
戸のもの き

(B) 建築物の 1 件 69,000円  
総戸数が2 につ  
戸以上5戸 き  
以下のもの

(C) 建築物の 1 件 97,000円  
総戸数が6 につ  
戸以上10戸 き  
以下のもの

(D) 建築物の 1 件 137,000円  
総戸数が11 につ  
戸以上25戸 き  
以下のもの

(E) 建築物の 1 件 197,000円  
総戸数が26 につ  
戸以上50戸 き  
以下のもの

(F) 建築物の 1 件 283,000円  
総戸数が51 につ





	戸以上100	き	
	戸以下の		
	の		
	(G) 建築物の	1件	385,000円
	総戸数が	につ	
	101戸以上	き	
	200戸以下		
	のもの		
	(H) 建築物の	1件	508,000円
	総戸数が	につ	
	201戸以上	き	
	300戸以下		
	のもの		
	(I) 建築物の	1件	600,000円
	総戸数が	につ	
	301戸以上	き	
	のもの		
	(i) 共用部分		
	A 当該部分の	1件	109,000円
	床面積の合計	につ	
	が300平方メ	き	
	ートル以内の		
	もの		
	B 当該部分の	1件	138,000円
	床面積の合計	につ	
	が300平方メ	き	
	ートルを超え		
	1,000平方メ		
	ートル以内の		
	もの		
	C 当該部分の	1件	180,000円
	床面積の合計	につ	
	が1,000平方	き	
	メートルを超		

			ル以内のもの		
			の		
		(B)	当該部分	1 件	138,000円
			の床面積の	につ	
			合計が 300	き	
			平方メート		
			ルを超え		
			1,000 平方		
			メートル以		
			内のもの		
		(C)	当該部分	1 件	180,000円
			の床面積の	につ	
			合計が	き	
			1,000 平方		
			メートルを		
			超え 2,000		
			平方メート		
			ル以内のも		
			の		
		(D)	当該部分	1 件	280,000円
			の床面積の	につ	
			合計が	き	
			2,000 平方		
			メートルを		
			超え 5,000		
			平方メート		
			ル以内のも		
			の		
		(E)	当該部分	1 件	359,000円
			の床面積の	につ	
			合計が	き	
			5,000 平方		
			メートルを		
			超え 10,000		

え 2,000 平方  
メートル以内  
のもの

D 当該部分の 1 件 280,000円  
床面積の合計 につ  
が 2,000 平方 き  
メートルを超  
え 5,000 平方  
メートル以内  
のもの

E 当該部分の 1 件 359,000円  
床面積の合計 につ  
が 5,000 平方 き  
メートルを超  
え 10,000 平方  
メートル以内  
のもの

F 当該部分の 1 件 429,000円  
床面積の合計 につ  
が 10,000 平方 き  
メートルを超  
え 25,000 平方  
メートル以内  
のもの

G 当該部分の 1 件 500,000円  
床面積の合計 につ  
が 25,000 平方 き  
メートルを超  
えるもの

(ウ) 非住宅の部分

A 当該部分の 1 件 242,000円  
床面積の合計 につ  
が 300 平方メ き  
ートル以内の

	平方メートル以内のもの		
	の		
(F)	当該部分	1 件	429,000円
	の床面積の	につ	
	合計が	き	
	10,000平方		
	メートルを		
	超え25,000		
	平方メートル		
	以内のもの		
	の		
(G)	当該部分	1 件	500,000円
	の床面積の	につ	
	合計が	き	
	25,000平方		
	メートルを		
	超えるもの		
C	非住宅の部		
	分		
(A)	当該部分	1 件	242,000円
	の床面積の	につ	
	合計が300	き	
	平方メートル		
	以内のもの		
	の		
(B)	当該部分	1 件	300,000円
	の床面積の	につ	
	合計が300	き	
	平方メートル		
	を超え		
	1,000平方		
	メートル以		
	内のもの		

	もの		
B	当該部分の 床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以内の もの	1件 につ き	300,000円
C	当該部分の 床面積の合計 が1,000平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	384,000円
D	当該部分の 床面積の合計 が2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	546,000円
E	当該部分の 床面積の合計 が5,000平方 メートルを超 え10,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	670,000円
F	当該部分の 床面積の合計 が10,000平方 メートルを超 え25,000平方	1件 につ き	789,000円

(C) 当該部分 の床面積の 合計が 1,000平方 メートルを 超え2,000 平方メート ル以内のも の	1 件 につ き	<u>384,000円</u>
(D) 当該部分 の床面積の 合計が 2,000平方 メートルを 超え5,000 平方メート ル以内のも の	1 件 につ き	<u>546,000円</u>
(E) 当該部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートルを 超え10,000 平方メート ル以内のも の	1 件 につ き	<u>670,000円</u>
(F) 当該部分 の床面積の 合計が 10,000平方 メートルを 超え25,000 平方メート	1 件 につ き	<u>789,000円</u>

			<u>メートル以内</u> <u>のもの</u> <u>G 当該部分の</u> 1 件 <u>床面積の合計</u> につ <u>が25,000平方</u> き <u>メートルを超</u> <u>えるもの</u>	<u>900,000円</u>	
--	--	--	---	-----------------	--

			<p style="text-align: center;">ル以内のもの の (G) 当該部分 の床面積の 合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの</p> <p style="text-align: center;">ウ (略)</p>	1 件	900,000円
95	都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第55 条第1 項の規 定に基 づく低 炭素建 築物新 築等計 画の変 更の認 定の申 請に対 する審 査	低炭素 建築物 新築等 計画の 変更認 定申請 手数料	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、<u>共同住宅等の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸の部分の額（共用廊下等の部分及び非住宅の部分が存在するときはこれらの額を加算した額。ただし、共用廊下等の部分を除くときは、当該部分の額は加算しない。）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請とを同時にするときの手数料の額は一の建築物の申請のときにより算出した額とする。</u></p> <p>(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成</p>		



			ウ (略)		
95	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）		後段の削除
			(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成		

した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア (略)

イ 共同住宅等

(ア) 住戸ごとの申請の場合

A 申請戸数が 1戸のもの	1件 につき	3,300円
B 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件 につき	6,600円
C 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件 につき	11,000円
D 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件 につき	19,000円
E 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件 につき	32,000円

した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア (略)

イ 共同住宅等

(ア) 住戸の部分

A 建築物の総 戸数が1戸の もの	1件 につ き	3,300円
B 建築物の総 戸数が2戸以 上5戸以下の もの	1件 につ き	6,600円
C 建築物の総 戸数が6戸以 上10戸以下の もの	1件 につ き	11,000円
D 建築物の総 戸数が11戸以 上25戸以下の もの	1件 につ き	19,000円
E 建築物の総 戸数が26戸 以上50戸以 下のもの	1件 につ き	32,000円
F 建築物の総 戸数が51戸以 上100戸以下 のもの	1件 につ き	58,000円
G 建築物の総 戸数が101戸 以上200戸以 下のもの	1件 につ き	93,000円

イの改正

	<u>もの</u>		
	<u>F 一の共同住</u>	<u>1 件</u>	<u>58,000円</u>
	<u>宅等のうち同</u>	<u>につ</u>	
	<u>時に申請する</u>	<u>き</u>	
	<u>戸数が51戸以</u>		
	<u>上100戸以下</u>		
	<u>のもの</u>		
	<u>G 一の共同住</u>	<u>1 件</u>	<u>93,000円</u>
	<u>宅等のうち同</u>	<u>につ</u>	
	<u>時に申請する</u>	<u>き</u>	
	<u>戸数が101戸</u>		
	<u>以上200戸以</u>		
	<u>下のもの</u>		
	<u>H 一の共同住</u>	<u>1 件</u>	<u>122,000円</u>
	<u>宅等のうち同</u>	<u>につ</u>	
	<u>時に申請する</u>	<u>き</u>	
	<u>戸数が201戸</u>		
	<u>以上300戸以</u>		
	<u>下のもの</u>		
	<u>I 一の共同住</u>	<u>1 件</u>	<u>134,000円</u>
	<u>宅等のうち同</u>	<u>につ</u>	
	<u>時に申請する</u>	<u>き</u>	
	<u>戸数が301戸</u>		
	<u>以上のもの</u>		
	<u>(イ) 一の建築物の</u>		
	<u>申請の場合</u>		
	<u>A 住戸の部分</u>		
	<u>(A) 建築物の</u>	<u>1 件</u>	<u>3,300円</u>
	<u>総戸数が1</u>	<u>につ</u>	
	<u>戸のもの</u>	<u>き</u>	
	<u>(B) 建築物の</u>	<u>1 件</u>	<u>6,600円</u>
	<u>総戸数が2</u>	<u>につ</u>	
	<u>戸以上5戸</u>	<u>き</u>	
	<u>以下のもの</u>		

H 建築物の総  
戸数が201戸  
以上300戸以  
下のもの

1 件

122,000円

につ

き

I 建築物の総  
戸数が301戸  
以上のもの

1 件

134,000円

につ

き

(4) 共用部分

A 当該部分の  
床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以内の  
もの

1 件

6,500円

につ

き

B 当該部分の  
床面積の合計  
が300平方メ  
ートルを超え  
1,000平方メ  
ートル以内の  
もの

1 件

11,000円

につ

き

C 当該部分の  
床面積の合計  
が1,000平方  
メートルを超  
え2,000平方  
メートル以内  
のもの

1 件

18,000円

につ

き

D 当該部分の  
床面積の合計  
が2,000平方  
メートルを超  
え5,000平方  
メートル以内  
のもの

1 件

56,000円

につ

き

(C) 建築物の 1 件 11,000円  
総戸数が 6 につ  
戸以上10戸 き  
以下のもの

(D) 建築物の 1 件 19,000円  
総戸数が 11 につ  
戸以上25戸 き  
以下のもの

(E) 建築物の 1 件 32,000円  
総戸数が 26 につ  
戸以上50戸 き  
以下のもの

(F) 建築物の 1 件 58,000円  
総戸数が 51 につ  
戸以上 100 き  
戸以下のもの

(G) 建築物の 1 件 93,000円  
総戸数が につ  
101戸以上 き  
200戸以下  
のもの

(H) 建築物の 1 件 122,000円  
総戸数が につ  
201戸以上 き  
300戸以下  
のもの

(I) 建築物の 1 件 134,000円  
総戸数が につ  
301戸以上 き  
のもの

B 共用廊下等  
の部分

(A) 当該部分 1 件 6,500円

<u>E 当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が5,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え10,000平方</u> <u>メートル以内</u> <u>のもの</u>	<u>1 件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>88,000円</u>
<u>F 当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が10,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え25,000平方</u> <u>メートル以内</u> <u>のもの</u>	<u>1 件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>112,000円</u>
<u>G 当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が25,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超えるもの</u>	<u>1 件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>140,000円</u>
(ウ) 非住宅の部分		
<u>A 当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が300平方メ</u> <u>ートル以内の</u> <u>もの</u>	<u>1 件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>6,500円</u>
<u>B 当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が300平方メ</u> <u>ートルを超え</u> <u>1,000平方メ</u> <u>ートル以内の</u> <u>もの</u>	<u>1 件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>11,000円</u>
<u>C 当該部分の</u> <u>床面積の合計</u>	<u>1 件</u> <u>につ</u>	<u>18,000円</u>

			<u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の</u>	<u>につ</u> <u>き</u>	
		(B)	<u>当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超え</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>11,000円</u>
			<u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ルを超え</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内のもの</u>	<u>につ</u> <u>き</u>	
		(C)	<u>当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u>	<u>18,000円</u>
			<u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え2,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の</u>	<u>につ</u> <u>き</u>	
		(D)	<u>当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u>	<u>56,000円</u>
			<u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の</u>	<u>につ</u> <u>き</u>	
		(E)	<u>当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u>	<u>1件</u>	<u>88,000円</u>
			<u>の床面積の</u> <u>合計が</u>	<u>につ</u> <u>き</u>	



			が1,000平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以内 のもの	き	
		D	当該部分の 床面積の合計	1件 につ	56,000円
			が2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以内 のもの	き	
		E	当該部分の 床面積の合計	1件 につ	88,000円
			が5,000平方 メートルを超 え10,000平方 メートル以内 のもの	き	
		F	当該部分の 床面積の合計	1件 につ	112,000円
			が10,000平方 メートルを超 え25,000平方 メートル以内 のもの	き	
		G	当該部分の 床面積の合計	1件 につ	140,000円
			が25,000平方 メートルを超 えるもの	き	

5,000平方  
メートルを  
超え10,000  
平方メー  
トル以内の  
もの

(F) 当該部分 1件 112,000円  
の床面積の につき  
合計が き

10,000平方  
メートルを  
超え25,000  
平方メー  
トル以内の  
もの

(G) 当該部分 1件 140,000円  
の床面積の につき  
合計が き

25,000平方  
メートルを  
超えるもの

C 非住宅の部  
分

(A) 当該部分 1件 6,500円  
の床面積の につき  
合計が300 き

平方メー  
トル以内の  
もの

(B) 当該部分 1件 11,000円  
の床面積の につき  
合計が300 き

平方メー  
トルを超え







	メートルを 超え25,000 平方メート ル以内のも の		
	(G) 当該部分 の床面積の 合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの	1 件 につ き	140,000円
	ウ (略)		
(2)	(1)以外の場合		
	ア 一戸建て住宅	1 件 につ き	18,000円
	イ 共同住宅等		
	(7) 住戸ごとの申 請の場合		
	A 申請戸数が 1戸のもの	1 件 につ き	18,000円
	B 一の共同住 宅等のうち同 時に申請する 戸数が2戸以 上5戸以下の もの	1 件 につ き	37,000円
	C 一の共同住 宅等のうち同	1 件 につ	52,000円









I	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	1件につき	342,000円
(イ)	一の建築物の申請の場合		
A	住戸の部分		
(A)	建築物の総戸数が1戸のもの	1件につき	18,000円
(B)	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	37,000円
(C)	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	52,000円
(D)	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき	74,000円
(E)	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	108,000円
(F)	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	159,000円
(G)	建築物の総戸数が	1件につき	221,000円

(B) 建築物の 総戸数が2 戸以上5戸 以下のもの	1 件 につ き	<u>37,000円</u>
(C) 建築物の 総戸数が6 戸以上10戸 以下のもの	1 件 につ き	<u>52,000円</u>
(D) 建築物の 総戸数が11 戸以上25戸 以下のもの	1 件 につ き	<u>74,000円</u>
(E) 建築物の 総戸数が26 戸以上50戸 以下のもの	1 件 につ き	<u>108,000円</u>
(F) 建築物の 総戸数が51 戸以上100 戸以下のも の	1 件 につ き	<u>159,000円</u>
(G) 建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	1 件 につ き	<u>221,000円</u>
(H) 建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	1 件 につ き	<u>291,000円</u>
(I) 建築物の 総戸数が 301戸以上	1 件 につ き	<u>342,000円</u>

	<u>101戸以上</u>	<u>き</u>	
	<u>200戸以下</u>		
	<u>のもの</u>		
	<u>(H) 建築物の</u>	<u>1件</u>	<u>291,000円</u>
	<u>総戸数が</u>	<u>につ</u>	
	<u>201戸以上</u>	<u>き</u>	
	<u>300戸以下</u>		
	<u>のもの</u>		
	<u>(I) 建築物の</u>	<u>1件</u>	<u>342,000円</u>
	<u>総戸数が</u>	<u>につ</u>	
	<u>301戸以上</u>	<u>き</u>	
	<u>のもの</u>		
	<u>B 共用廊下等</u>		
	<u>の部分</u>		
	<u>(A) 当該部分</u>	<u>1件</u>	<u>57,000円</u>
	<u>の床面積の</u>	<u>につ</u>	
	<u>合計が300</u>	<u>き</u>	
	<u>平方メート</u>		
	<u>ル以内のも</u>		
	<u>の</u>		
	<u>(B) 当該部分</u>	<u>1件</u>	<u>72,000円</u>
	<u>の床面積の</u>	<u>につ</u>	
	<u>合計が300</u>	<u>き</u>	
	<u>平方メート</u>		
	<u>ルを超え</u>		
	<u>1,000平方</u>		
	<u>メートル以</u>		
	<u>内のもの</u>		
	<u>(C) 当該部分</u>	<u>1件</u>	<u>96,000円</u>
	<u>の床面積の</u>	<u>につ</u>	
	<u>合計が</u>	<u>き</u>	
	<u>1,000平方</u>		
	<u>メートルを</u>		
	<u>超え2,000</u>		

のもの

(イ) 共用部分

<u>A 当該部分の</u>	<u>1 件</u>	<u>57,000円</u>
<u>床面積の合計</u>	<u>につ</u>	
<u>が300平方メ</u>	<u>き</u>	
<u>ートル以内の</u>		
<u>もの</u>		
<u>B 当該部分の</u>	<u>1 件</u>	<u>72,000円</u>
<u>床面積の合計</u>	<u>につ</u>	
<u>が300平方メ</u>	<u>き</u>	
<u>ートルを超え</u>		
<u>1,000平方メ</u>		
<u>ートル以内の</u>		
<u>もの</u>		
<u>C 当該部分の</u>	<u>1 件</u>	<u>96,000円</u>
<u>床面積の合計</u>	<u>につ</u>	
<u>が1,000平方</u>	<u>き</u>	
<u>メートルを超</u>		
<u>え2,000平方</u>		
<u>メートル以内</u>		
<u>のもの</u>		
<u>D 当該部分の</u>	<u>1 件</u>	<u>156,000円</u>
<u>床面積の合計</u>	<u>につ</u>	
<u>が2,000平方</u>	<u>き</u>	
<u>メートルを超</u>		
<u>え5,000平方</u>		
<u>メートル以内</u>		
<u>のもの</u>		
<u>E 当該部分の</u>	<u>1 件</u>	<u>205,000円</u>
<u>床面積の合計</u>	<u>につ</u>	
<u>が5,000平方</u>	<u>き</u>	
<u>メートルを超</u>		
<u>え10,000平方</u>		
<u>メートル以内</u>		





メートルを 超えるもの		
C 非住宅の部 分		
(A) 当該部分 の床面積の 合計が 300 平方メート ル以内のも の	1 件 につ き	<u>123,000円</u>
(B) 当該部分 の床面積の 合計が 300 平方メート ルを超え 1,000 平方 メートル以 内のもの	1 件 につ き	<u>154,000円</u>
(C) 当該部分 の床面積の 合計が 1,000 平方 メートルを 超え 2,000 平方メート ル以内のも の	1 件 につ き	<u>198,000円</u>
(D) 当該部分 の床面積の 合計が 2,000 平方 メートルを 超え 5,000 平方メート	1 件 につ き	<u>290,000円</u>



	<u>床面積の合計</u> <u>が 2,000 平方</u> <u>メートルを</u> <u>超</u> <u>え 5,000 平方</u> <u>メートル以内</u> <u>のもの</u>	<u>につ</u> <u>き</u>	
E	<u>当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が 5,000 平方</u> <u>メートルを</u> <u>超</u> <u>え 10,000 平方</u> <u>メートル以内</u> <u>のもの</u>	<u>1 件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>361,000円</u>
F	<u>当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が 10,000 平方</u> <u>メートルを</u> <u>超</u> <u>え 25,000 平方</u> <u>メートル以内</u> <u>のもの</u>	<u>1 件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>427,000円</u>
G	<u>当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が 25,000 平方</u> <u>メートルを</u> <u>超</u> <u>えるもの</u>	<u>1 件</u> <u>につ</u> <u>き</u>	<u>491,000円</u>

			ル以内のもの の (E) 当該部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートルを 超え10,000 平方メー トル以内のもの の (F) 当該部分 の床面積の 合計が 10,000平方 メートルを 超え25,000 平方メー トル以内のもの の (G) 当該部分 の床面積の 合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの ウ (略)	1件 につ き 1件 につ き 1件 につ き	361,000円 427,000円 491,000円
96から100まで (略)					
101	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関	建築物 エネルギー消 費性能向上計 画の認	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額(申請に併せて建築物のエネル ギー消費性能の向上に関する法律第35 条第2項の規定による申出があった場合 においては、一の建築物について48の2 の項に掲げる額(申請に係る計画に特定		



する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

定申請  
手数料

建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)。この場合において、一の建築物の申請のときの手数料の額は住宅部分及び非住宅部分が存在するときはこれらの額を合算した額とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請とを同時にするときの手数料の額は一の建築物の申請のときにより算出した額とし、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請するときの手数料の額は当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とし、共同住宅の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とする。

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1

する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

定申請  
手数料

建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)。この場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とし、共同住宅の申請のときの手数料の額は誘導仕様基準以外によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額(ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。)とし、誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。

字句の削除

字句の追加

字句の改正

字句の削除

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1

項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

(ア) 住戸ごとの申請の場合

A 当該住戸の 1 件 9,700円

床面積の合計 につ

が 300 平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該住戸の 1 件 21,000円

床面積の合計 につ

が 300 平方メ き

ートル以上

2,000 平方メ

ートル未満の

もの

C 当該住戸の 1 件 46,000円

床面積の合計 につ

が 2,000 平方 き

メートル以上

5,000 平方メ

ートル未満の

もの

D 当該住戸の 1 件 81,000円

床面積の合計 につ

が 5,000 平方 き

メートル以上

のもの

(イ) 一の建築物の申請の場合

A 住宅部分

(A) 当該部分 1 件 9,700円

の床面積の につ

項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

イの改正

(7) 住宅部分

A 当該部分の 1 件 9,700円

床面積の合計 につ

が 300 平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該部分の 1 件 21,000円

床面積の合計 につ

が 300 平方メ き

ートル以上

2,000 平方メ

ートル未満の

もの

C 当該部分の 1 件 46,000円

床面積の合計 につ

が 2,000 平方 き

メートル以上

5,000 平方メ

ートル未満の

もの

D 当該部分の 1 件 81,000円

床面積の合計 につ

が 5,000 平方 き

メートル以上

のもの

(4) 非住宅部分

A 当該部分の 1 件 9,700円

床面積の合計 につ

が 300 平方メ き

合計が 300 平方

メートル未

満

のもの

(B) 当該部分 1 件 21,000円

の床面積の につ

合計が 300 平方

メートル

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 46,000円

の床面積の につ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 81,000円

の床面積の につ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上のもの

B 非住宅部分

(A) 当該部分 1 件 9,700円

の床面積の につ

合計が 300 平方

メートル

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 16,700円



メートル未満の  
もの

B 当該部分の 1 件 16,700円

床面積の合計 につ  
が 300 平方メ き

メートル以上

1,000 平方メ

メートル未満の

もの

C 当該部分の 1 件 27,100円

床面積の合計 につ  
が 1,000 平方 き

メートル以上

2,000 平方メ

メートル未満の

もの

D 当該部分の 1 件 80,400円

床面積の合計 につ  
が 2,000 平方 き

メートル以上

5,000 平方メ

メートル未満の

もの

E 当該部分の 1 件 128,000円

床面積の合計 につ  
が 5,000 平方 き

メートル以上

10,000 平方メ

メートル未満の

もの

F 当該部分の 1 件 161,000円

床面積の合計 につ  
が 10,000 平方 き

メートル以上

の床面積の につ  
合計が300 き  
平方メート  
ル 以 上  
1,000平方  
メートル未  
満のもの

(C) 当該部分 1件 27,100円

の床面積の につ  
合計が き  
1,000平方  
メートル以  
上2,000平  
方メートル  
未満のもの

(D) 当該部分 1件 80,400円

の床面積の につ  
合計が き  
2,000平方  
メートル以  
上5,000平  
方メートル  
未満のもの

(E) 当該部分 1件 128,000円

の床面積の につ  
合計が き  
5,000平方  
メートル以  
上10,000平  
方メートル  
未満のもの

(F) 当該部分 1件 161,000円

の床面積の につ  
合計が き

25,000平方メ

ートル未満の

もの

G 当該部分の 1件 201,000円

床面積の合計 につ

が25,000平方 き

メートル以上

のもの

10,000平方  
メートル以  
上25,000平  
方メートル  
未満のもの

(G) 当該部分 1件 201,000円

の床面積の につ  
合計が き

25,000平方  
メートル以  
上のもの

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

(7) 当該住宅の床 1件 34,400円

面積の合計が につ  
200平方メート き  
ル未満のもの

(4) 当該住宅の床 1件 38,400円

面積の合計が につ  
200平方メート き  
ル以上のもの

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

アの改正

(7) 誘導仕様基準による場合

A 当該住宅の 1 件 20,000円

床面積の合計 につ

が 200 平方メ き

一トル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 22,000円

床面積の合計 につ

が 200 平方メ き

一トル以上の

もの

(1) 誘導仕様基準以外による場合

A 当該住宅の 1 件 34,400円

床面積の合計 につ

が 200 平方メ き

一トル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 38,400円

床面積の合計 につ

が 200 平方メ き

一トル以上の

イ ア以外の建築物

(7) 住戸ごとの申請の場合

A 当該住戸の 1 件 69,100円

床面積の合計 につ  
が 300 平方メ き  
ートル未満の  
もの

B 当該住戸の 1 件 116,000円

床面積の合計 につ  
が 300 平方メ き  
ートル以上  
2,000 平方メ  
ートル未満の  
もの

C 当該住戸の 1 件 196,000円

床面積の合計 につ  
が 2,000 平方 き  
メートル以上  
5,000 平方メ  
ートル未満の  
もの

D 当該住戸の 1 件 281,000円

床面積の合計 につ  
が 5,000 平方 き  
メートル以上  
のもの

(イ) 一の建築物の申請の場合

A 住宅部分

(A) 当該部分 1 件 69,100円

の床面積の につ  
合計が 300 き  
平方メート  
ル未満のも

もの

イ ア以外の建築物

イの改正

(7) 住宅部分

A 誘導仕様基準による場合

(A) 当該部分 1件 38,000円

の床面積の につ

合計が 300 き

平方メートル

未満のもの

の

(B) 当該部分 1件 66,000円

の床面積の につ

合計が 300 き

平方メートル

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1件 118,000円

の床面積の につ

合 計 が き

2,000平方

メートル以

上 5,000平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1件 179,000円

の床面積の につ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上のもの

B 誘導仕様基準以外による場合

(A) 当該部分 1件 69,100円

の

(B) 当該部分 1 件 116,000円

の床面積の につ

合計が 300 き

平方メート

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 196,000円

の床面積の につ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 281,000円

の床面積の につ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上のもの

B 非住宅部分

(A) モデル建物法 (省令第 1 条

第 1 項第 1 号ロ、第 10 条第 1

号イ (2) 及び同号ロ (2) に規定す

る基準による評価の方法をい

う。102 の項において同じ。)

による場合

a 当該部 1 件 87,100円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300 平



の床面積の につ

合計が300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1件 116,000円

の床面積の につ

合計が300 き

平方メート

ル以上

2,000平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1件 196,000円

の床面積の につ

合計が き

2,000平方

メートル以

上5,000平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1件 281,000円

の床面積の につ

合計が き

5,000平方

メートル以

のもの

(イ) 非住宅部分

A モデル建物法（省令第1条第

1項第1号ロ、第10条第1号イ

(2)及び同号ロ(2)に規定する基準

による評価の方法をいう。102の

項において同じ。）による場合

(A) 当該部分 1件 87,100円

方メートル未満のもの

b 当該部 1 件 110,700円

分の床面積の合計 につき

が 300 平方メートル以上

1,000 平方メートル未満のもの

方メートル未満のもの

ル以上

1,000 平方メートル未満のもの

方メートル未満のもの

ル未満のもの

もの

c 当該部 1 件 145,700円

分の床面積の合計 につき

が 1,000 平方メートル以上

2,000 平方メートル未満のもの

平方メートル以上

2,000 平方メートル未満のもの

方メートル未満のもの

ル未満のもの

ル未満のもの

もの

d 当該部 1 件 235,700円

分の床面積の合計 につき

が 2,000 平方メートル以上

5,000 平方メートル未満のもの

平方メートル以上

5,000 平方メートル未満のもの

方メートル未満のもの

ル未満のもの

ル未満のもの

もの

e 当該部 1 件 309,000円

の床面積の につ  
合計が300 き  
平方メート  
ル未満のも  
の

(B) 当該部分 1件 110,700円

の床面積の につ  
合計が300 き  
平方メート  
ル以上  
1,000平方  
メートル未  
満のもの

(C) 当該部分 1件 145,700円

の床面積の につ  
合計が き  
1,000平方  
メートル以  
上2,000平  
方メートル  
未満のもの

(D) 当該部分 1件 235,700円

の床面積の につ  
合計が き  
2,000平方  
メートル以  
上5,000平  
方メートル  
未満のもの

(E) 当該部分 1件 309,000円

の床面積の につ  
合計が き  
5,000平方  
メートル以

分の床面 につ

積の合計 き

が 5,000

平方メー

トル以上

10,000平

方メート

ル未満の

もの

f 当該部 1 件 371,000円

分の床面 につ

積の合計 き

が 10,000

平方メー

トル以上

25,000平

方メート

ル未満の

もの

g 当該部 1 件 435,000円

分の床面 につ

積の合計 き

が 25,000

平方メー

トル以上

のもの

(B) 標準入力法等（省令第1条  
第1項第1号イ、第10条第1  
号イ(1)及び同号ロ(1)に規定す  
る基準による評価の方法をい  
う。102の項において同じ。）  
並びに省令第1条第1項第1  
号ただし書及び第10条第1号  
ただし書に規定する国土交通

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1件 371,000円

の床面積の につ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(G) 当該部分 1件 435,000円

の床面積の につ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

B 標準入力法等（省令第1条第

1項第1号イ、第10条第1号イ

(1)及び同号ロ(1)に規定する基準

による評価の方法をいう。102

の項において同じ。）並びに省

令第1条第1項第1号ただし書

及び第10条第1号ただし書に規

定する国土交通大臣がエネルギ

ー消費性能を適切に評価できる

方法と認める方法による場合

(A) 当該部分 1件 227,100円

の床面積の につ

合計が300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1件 284,400円

大臣がエネルギー消費性能を  
適切に評価できる方法と認め  
る方法による場合

a 当該部 1 件 227,100円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300 平

方メート

ル未満の

もの

b 当該部 1 件 284,400円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300 平

方メート

ル 以 上

1,000 平

方メート

ル未満の

もの

c 当該部 1 件 367,100円

分の床面 につ

積の合計 き

が 1,000

平方メー

トル以上

2,000 平

方メート

ル未満の

もの

d 当該部 1 件 523,700円

分の床面 につ

積の合計 き

が 2,000

の床面積の につ  
合計が 300 き  
平方メー  
トル 以 上  
1,000 平方  
メートル未  
満のもの

(C) 当該部分 1 件 367,100 円

の床面積の につ  
合計が き  
1,000 平方  
メートル以  
上2,000 平  
方メー  
トル  
未満のもの

(D) 当該部分 1 件 523,700 円

の床面積の につ  
合計が き  
2,000 平方  
メートル以  
上5,000 平  
方メー  
トル  
未満のもの

(E) 当該部分 1 件 646,000 円

の床面積の につ  
合計が き  
5,000 平方  
メートル以  
上10,000 平  
方メー  
トル  
未満のもの

(F) 当該部分 1 件 763,000 円

の床面積の につ  
合計が き

平方メー  
トル以上  
5,000平  
方メート  
ル未満の  
もの

e 当該部 1件 646,000円

分の床面 につ  
積の合計 き  
が 5,000

平方メー  
トル以上  
10,000平  
方メート  
ル未満の  
もの

f 当該部 1件 763,000円

分の床面 につ  
積の合計 き  
が 10,000

平方メー  
トル以上  
25,000平  
方メート  
ル未満の  
もの

g 当該部 1件 871,000円

分の床面 につ  
積の合計 き  
が 25,000

平方メー  
トル以上  
のもの

102	建築物	建築物	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次
-----	-----	-----	------------------------



10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(G) 当該部分 1件 871,000円

の床面積の につ

合計が き

25,000平方

メートル以

上のもの

102

建築物

建築物

次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料

に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、一の建築物の申請のときの手数料の額は住宅部分及び非住宅部分が存在するときはこれらの額を合算した額とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請とを同時にするときの手数料の額は一の建築物の申請のときにより算出した額とし、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請するときの手数料の額は当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額（当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載す

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料

に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの手数料の額は当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額（当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載するときの当該他の建築物の部分に係る額は101の項の規定により算出した額）とし、共同住宅の申請のときの手数料の額は誘導仕様基準以外によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。

字句の削除

字句の追加

字句の改正

るときの当該他の建築物の部分に係る額は101の項の規定により算出した額)とし、共同住宅の一の建築物の申請のときの手数料の額は住戸部分の額に共用部分の額を加算した額(ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。)とする。

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

(7) 住戸ごとの申請の場合

A 当該住戸の 1件 6,900円

床面積の合計 につ

が300平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該住戸の 1件 15,000円

床面積の合計 につ

が300平方メ き

ートル以上

2,000平方メ

ートル未満の

もの

C 当該住戸の 1件 32,000円

床面積の合計 につ

が2,000平方 き

メートル以上

5,000平方メ

ートル未満の

字句の削除

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

イの改正

(7) 住宅部分

A 当該部分の 1 件 6,900円  
床面積の合計 につ  
が 300 平方メ き  
ートル未満の  
もの

B 当該部分の 1 件 15,000円  
床面積の合計 につ  
が 300 平方メ き  
ートル以上  
2,000 平方メ  
ートル未満の  
もの

C 当該部分の 1 件 32,000円  
床面積の合計 につ  
が 2,000 平方 き  
メートル以上  
5,000 平方メ  
ートル未満の

もの

D 当該住戸の 1件 57,000円

床面積の合計 につ

が 5,000 平方 ぎ

メートル以上

のもの

(イ) 一の建築物の申請の場合

A 住宅部分

(A) 当該部分 1件 6,900円

の床面積の につ

合計が 300 ぎ

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1件 15,000円

の床面積の につ

合計が 300 ぎ

平方メート

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1件 32,000円

の床面積の につ

合 計 が ぎ

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1件 57,000円

の床面積の につ

合 計 が ぎ

5,000 平方

もの

D 当該部分の 1 件 57,000円

床面積の合計 につ

が 5,000 平方 ぎ

メートル以上

もの

(イ) 非住宅部分

A 当該部分の 1 件 6,900円

床面積の合計 につ

が 300 平方メ ぎ

ートル未満の

もの

B 当該部分の 1 件 11,800円

床面積の合計 につ

が 300 平方メ ぎ

ートル以上

1,000 平方メ

ートル未満の

もの

C 当該部分の 1 件 19,100円

床面積の合計 につ

が 1,000 平方 ぎ

メートル以上

2,000 平方メ

ートル未満の

もの

D 当該部分の 1 件 56,400円

床面積の合計 につ

が 2,000 平方 ぎ

メートル以上

5,000 平方メ

ートル未満の

もの

E 当該部分の 1 件 90,000円

メートル以  
上のもの

B 非住宅部分

(A) 当該部分 1 件 6,900円

の床面積の につ

合計が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 11,800円

の床面積の につ

合計が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 19,100円

の床面積の につ

合 計 が き

1,000 平方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 56,400円

の床面積の につ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 90,000円



床面積の合計 につ  
が 5,000 平方 き  
メートル以上  
10,000 平方  
メートル未満  
のもの

F 当該部分の 1 件 113,000円

床面積の合計 につ  
が 10,000平方 き  
メートル以上  
25,000平方メ  
ートル未満の  
もの

G 当該部分の 1 件 141,000円

床面積の合計 につ  
が 25,000平方 き  
メートル以上  
のもの

の床面積の につ

合 計 が き

5,000平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1件 113,000円

の床面積の につ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(G) 当該部分 1件 141,000円

の床面積の につ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

(7) 当該住宅の床 1件 24,200円

面積の合計が につ

200平方メート き

ル未満のもの

(4) 当該住宅の床 1件 27,000円

面積の合計が につ

200平方メート き

ル以上のもの

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

アの改正

(ア) 誘導仕様基準による場合

A 当該住宅の 1 件 14,000円

床面積の合計 につ

が 200 平方メ き

一トル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 15,000円

床面積の合計 につ

が 200 平方メ き

一トル以上の

もの

イ ア以外の建築物

(7) 住戸ごとの申請の場合

A 当該住戸の 1 件 48,500円

床面積の合計 につ

が 300 平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該住戸の 1 件 81,000円

床面積の合計 につ

が 300 平方メ き

ートル以上

2,000 平方メ

ートル未満の

もの

C 当該住戸の 1 件 138,000円

床面積の合計 につ

が 2,000 平方 き

メートル以上

5,000 平方メ

ートル未満の

もの

D 当該住戸の 1 件 197,000円

床面積の合計 につ

(イ) 誘導仕様基準以外による場合

A 当該住宅の 1 件 24,200円  
床面積の合計 につ  
が 200 平方メ き  
ートル未満の  
もの

B 当該住宅の 1 件 27,000円  
床面積の合計 につ  
が 200 平方メ き  
ートル以上の  
もの

イ ア以外の建築物

イの改正

(7) 住宅部分

A 誘導仕様基準による場合

(A) 当該部分 1 件 26,000円  
の床面積の につ  
合計が 300 き  
平方メート  
ル未満のも  
の

(B) 当該部分 1 件 46,000円  
の床面積の につ  
合計が 300 き  
平方メート  
ル 以 上  
2,000 平方  
メートル未  
満のもの

(C) 当該部分 1 件 83,000円  
の床面積の につ  
合 計 が き  
2,000 平方  
メートル以  
上 5,000 平

が5,000平方 き  
メートル以上  
のもの

(イ) 一の建築物の申請の場合

A 住宅部分

(A) 当該部分 1件 48,500円

の床面積の につ

合計が300 き

平方メー

ル未満の

の

(B) 当該部分 1件 81,000円

の床面積の につ

合計が300 き

平方メー

ル以上

2,000平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1件 138,000円

の床面積の につ

合計が き

2,000平方

メートル以

上5,000平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1件 197,000円

の床面積の につ

合計が き

5,000平方

メートル以

上のもの

B 非住宅部分

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 125,000円

の床面積の につ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上のもの

B 誘導仕様基準以外による場合

(A) 当該部分 1 件 48,500円

の床面積の につ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 81,000円

の床面積の につ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 138,000円

の床面積の につ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 197,000円

の床面積の につ

合 計 が き

(A) モデル建物法による場合

a 当該部 1件 61,100円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300 平

方メート

ル未満の

もの

b 当該部 1件 77,600円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300 平

方メート

ル以上

1,000 平

方メート

ル未満の

もの

c 当該部 1件 102,100円

分の床面 につ

積の合計 き

が 1,000

平方メー

トル以上

2,000 平

方メート

ル未満の

もの

d 当該部 1件 165,100円

分の床面 につ

積の合計 き

が 2,000

平方メー

トル以上



5,000 平方  
メートル以  
上のもの

(イ) 非住宅部分

A モデル建物法による場合

(A) 当該部分 1 件 61,100円

の床面積の につ  
合計が 300 き  
平方メート  
ル未満のも  
の

(B) 当該部分 1 件 77,600円

の床面積の につ  
合計が 300 き  
平方メート  
ル 以 上  
1,000 平方  
メートル未  
満のもの

(C) 当該部分 1 件 102,100円

の床面積の につ  
合 計 が き  
1,000平方  
メートル以  
上2,000平  
方メートル  
未満のもの

(D) 当該部分 1 件 165,100円

の床面積の につ  
合 計 が き  
2,000平方  
メートル以  
上5,000平  
方メートル

5,000 平  
方メートル  
未満の  
もの

e 当該部 1 件 216,000円

分の床面 につ  
積の合計 き  
が 5,000

平方メー  
トル以上

10,000平  
方メートル  
未満の  
もの

f 当該部 1 件 260,000円

分の床面 につ  
積の合計 き  
が 10,000

平方メー  
トル以上

25,000平  
方メートル  
未満の  
もの

g 当該部 1 件 305,000円

分の床面 につ  
積の合計 き  
が 25,000

平方メー  
トル以上

のもの

(B) 標準入力法等並びに省令第  
1 条第 1 項第 1 号ただし書及  
び第 10 条第 1 号ただし書に規

未満のもの

(E) 当該部分 1件 216,000円

の床面積の につ

合計が き

5,000平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1件 260,000円

の床面積の につ

合計が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(G) 当該部分 1件 305,000円

の床面積の につ

合計が き

25,000平方

メートル以

上のもの

B 標準入力法等並びに省令第1

条第1項第1号ただし書及び第

10条第1号ただし書に規定する

国土交通大臣がエネルギー消費

性能を適切に評価できる方法と

認める方法による場合

(A) 当該部分 1件 159,100円

の床面積の につ

合計が300 き

平方メート

ル未満のも

定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法による場合

a 当該部 1 件 159,100円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300 平

方メート

ル未満の

もの

b 当該部 1 件 199,200円

分の床面 につ

積の合計 き

が 300 平

方メート

ル 以上

1,000 平

方メート

ル未満の

もの

c 当該部 1 件 257,100円

分の床面 につ

積の合計 き

が 1,000

平方メー

トル以上

2,000 平

方メート

ル未満の

もの

d 当該部 1 件 366,700円

分の床面 につ

積の合計 き

の

(B) 当該部分 1件 199,200円

の床面積の につ

合計が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1件 257,100円

の床面積の につ

合計が き

1,000平方

メートル以

上2,000平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1件 366,700円

の床面積の につ

合計が き

2,000平方

メートル以

上5,000平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1件 453,000円

の床面積の につ

合計が き

5,000平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1件 535,000円

が 2,000

平方メー

トル以上

5,000 平

方メート

ル未満の

もの

e 当該部 1 件 453,000円

分の床面 につ

積の合計 き

が 5,000

平方メー

トル以上

10,000平

方メート

ル未満の

もの

f 当該部 1 件 535,000円

分の床面 につ

積の合計 き

が 10,000

平方メー

トル以上

25,000平

方メート

ル未満の

もの

g 当該部 1 件 610,000円

分の床面 につ

積の合計 き

が 25,000

平方メー

トル以上

のもの

の床面積の につ

合・計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(G) 当該部分 1件 610,000円

の床面積の につ

合・計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

103

建築物  
のエネルギー  
消費性能の向  
上に関する法  
律第41  
条第2  
項の規  
定に基  
づく建  
築物エ  
ネルギー消  
費性能基  
準に適  
合して  
いる旨  
の認定  
の申請  
に対す  
る審査

建築物  
エネル  
ギー消  
費性能  
基準に  
適合し  
ている  
旨の認  
定申請  
手数料

次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。この場合において、住宅部分及び非住宅部分が存在するときは、これらの額を合算した額とし、共同住宅の一の建築物の申請のときの手数料の額は、性能基準又はフロア入力法によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア及びイ (略)

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

(7) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合

A及びB (略)

(i) モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）及び仕様基準（同号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この項において同じ。）による場合

A及びB (略)

イ ア以外の建築物



103	<p>建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第41 条第2 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー 消費性 能基準 に適合 している 旨の認 定の申 請に対 する審 査</p>	<p>建築物 エネルギー消 費性能 基準に 適合し ている 旨の認 定申請 手数料</p>	<p>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。この場合において、共同住宅の申請のときの手数料の額は、性能基準又はフロア入力法によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、仕様基準又は誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。</p> <p>(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア及びイ（略）</p> <p>(2) (1)以外の場合 ア 一戸建て住宅 (7) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合 A及びB（略） (4) モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）、仕様基準（同号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この項において同じ。）又は誘導仕様基準による場合 A及びB（略） イ ア以外の建築物</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除 字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
-----	--	---	--	--

			<p>(7) 住宅部分</p> <p>A 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合 (A)から(D)まで (略)</p> <p>B フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）<u>及び仕様基準による場合</u> (A)から(D)まで (略)</p> <p>(イ) (略)</p>
104から106まで (略)			

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、改正前の別表95の項の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。

			<p>(7) 住宅部分</p> <p>A 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合  (A)から(D)まで（略）</p> <p>B フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）、<u>仕様基準又は誘導仕様基準</u>による場合  (A)から(D)まで（略）</p> <p>(イ)（略）</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除  字句の改正</p>
<p>104から106まで（略）</p>				